

ただいま提出いたしました議案の概要について申し上げます。

議第 8 3 号の一般会計補正予算案につきましては、年度内における各事業の執行状況および最終的な財源見通しに基づき所要の調整を行い、総額で 9 2 億 2 , 4 6 3 万 5 千円の減額補正を行おうとするものでございます。

まず、歳入についてでございますが、県税は、総額で 6 9 億 4 千万円の増額となりました。

その主な内訳は、法人二税が 2 8 億 5 千万円余の増、個人県民税が 2 6 億 3 千万円余の増となっております。

また、地方交付税は、決定状況を踏まえて増額するものであり、県債は、退職手当債の発行を減額するとともに、地方債同意等予定額に基づき、所要の調整を行おうとするものでございます。

次に、歳出についてでございますが、原子力災害に係る避難時間推計業務や道路除雪費等を増額いたしますとともに、中小企業関係の貸付金の不用をはじめ、人件費や一般行政経費につきまして、執行残等を精査するなど所要の調整を行うこととしております。

このような歳入、歳出の調整を図った上で、本年度予定しておりました財政調整基金と県債管理基金の取崩額を減額するとともに、積み立てを行うことにより、平成 2 5 年度末の見込みで両基金合わせて約 1 7 2 億円の残高を確保することとしております。

また、今後の福祉・教育施策の推進に向け、福祉・教育振興基金の取崩予定額の減額および積み立てを行うことにより、その残高の確保を図ることとしております。

このように、将来世代の負担軽減を図るために、基金残高の確保等を図りながら、後年度の財政運営や、当面する課題への対応に備えております。

議第 8 4 号から 9 8 号までは、特別会計および企業会計につきまして、所要の調整を行ったところでございます。

次に、条例案件について申し上げます。

議第99号は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」の改正により、都道府県から市町へ権限移譲することとされました自立支援医療費の給付に関する事務を移譲対象から除こうとするものでございます。

次に、その他の案件について申し上げます。

議第100号から102号までは、県が行う建設事業等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。